

日専連コーポレートカード会員規約 新旧対照表

■一般条項

改定前	改定後【効力発生日 2025年2月1日】
第4条（暗証番号） 1. ～ 3.（略） 4.（新設） 5.（新設） 6.（新設）	第6条（暗証番号等の登録） 1. ～ 3.（略） 4. <u>会員は、インターネット等のオンラインで行う取引（以下「オンライン取引」といいます。）に際し、パスワード（暗証番号とは異なります。）の入力等による本人認証を行うサービス（以下「本人認証サービス」といいます。）の利用登録を行うものとします。但し、パソコン及びスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員についてはこの限りではありません。</u> 5. <u>前項に定める本人認証サービスの利用に関しては、日専連が別に定める「日専連WEB サービス利用規定」および「本人認証サービス利用特約」が会員に適用されるものとします。</u> 6. <u>会員が前二項に基づき本人認証サービスに利用登録をしていない場合及び登録できない場合等（携帯電話番号を保有していない場合も含む）、会員はオンライン取引によるカードショッピング利用ができない場合があります。</u>
第18条（届出事項の変更） 1. 法人会員が日専連に届け出た法人会員に係る名称（法人名または個人事業所名）、代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、連絡担当者、本店または主たる事務所の所在地、電話番号、支払預金口座等、ならびにカード使用者等に係る氏名、住所、電話番号について変更があった場合には、日専連所定の届出書または日専連の認める方法により、遅滞なく日専連へ通知するものとします。 2.（略）	第18条（届出事項の変更） 1. 法人会員が日専連に届け出た法人会員に係る名称（法人名または個人事業所名）、代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、連絡担当者、本店または主たる事務所の所在地、電話番号、支払預金口座等、ならびにカード使用者等に係る氏名、住所、電話番号（ <u>携帯電話を含む</u> ）について変更があった場合には、日専連所定の届出書または日専連の認める方法により、遅滞なく日専連へ通知するものとします。 <u>また、携帯電話を保有するカード使用者等は、日専連に対して、携帯電話番号を届け出るものとします。</u> 2.（略）
第19条（規約の変更） 1. 日専連は、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更後の内容および効力発生時期を、日専連ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更できるものとします。 (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。 (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。 2. 日専連は、あらかじめ変更後の内容を日専連ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって以後変更後の規約が適用されるものとします。 3.（略）	第19条（規約の変更） 1. 日専連は、次の各号のいずれかに該当する場合には、 <u>民法の定めに基づき、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含めます。）または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができます。尚、</u> 変更後の内容および効力発生時期を、日専連ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更できるものとします。 (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。 (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。 2. 日専連は、 <u>民法の定めに基づき、</u> あらかじめ変更後の内容を日専連ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更する（ <u>本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含めます。</u> ）ことができるものとします。 <u>または本規約に付随するその他の規約、規定もしくは特約等を変更することができます。</u> この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示

	を行うものとし、当該意思表示をもって以後変更後の規約が適用されるものとします。 3. (略)
--	--

■カードショッピング条項

改定前	改定後【効力発生日 2025年2月1日】
第1条（カードショッピングの利用方法） 1. ～ 2. (略) <u>3. (新設)</u> 3. ～ 9. (略)	第1条（カードショッピングの利用方法） 1. ～ 2. (略) 3. <u>会員が加盟店においてオンライン取引によるカードのショッピング利用を行おうとする場合には、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等の送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードを送信する方法もしくは本人認証サービス利用特約に基づく認証手続を履践する方法等のうち日専連又は加盟店が指定する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示等および売上票への署名を省略することができます。</u> 3. ～ 9. <u>(4. ～ 10. に変更)</u>

■本人認証サービス利用特約（新設）

改定前	改定後【効力発生日 2025年2月1日】
<u>(新設)</u>	第1条（定義） 1. <u>本特約における「本人認証サービス」とは、以下に掲げるものをいいます。</u> (1) <u>JCB カード(以下「JCB」という)の本人認証サービス「J/Secure」</u> (2) <u>VISA カード(以下「VISA」という)の本人認証サービス「Visa Secure」</u> 2. <u>本特約における「本人認証サービス利用者」とは、本人認証サービスへの利用登録を完了し、日専連より利用の承認を得た会員をいいます。</u> 3. <u>本特約における「本人認証サービス参加加盟店」とは、日専連の定める会員規約における加盟店のうち、当該加盟店の運営するウェブサイトにおいて本人認証サービス利用者からカードを利用した商品の購入および サービスの提供等の申込をオンラインで受け付けるに際し、本人認証サービス利用者に対し加盟店ウェブサイト上におけるカードの会員番号・有効期限等の入力に加え、加盟店ウェブサイトまたは同ウェブサイトから 誘導されたウェブサイト上において本人認証サービス利用登録時に設定したパスワードの入力または「本人認証サービス利用者」に別途通知されたワンタイムパスワードの入力による認証手続を要求する加盟店をいいます。</u> 第2条（本人認証サービスの内容等） 1. <u>本人認証サービスを利用できる会員は、第1条2項に定めた会員とします。</u> 2. <u>本人認証サービスの内容は、以下のとおりとします。</u> (1) <u>本人認証サービス参加加盟店において、カードを利用した商品購入及びサービスの提供のお申込みをオンラインで受け付</u>

けるに際し、日専連がサービス利用者に対して認証手続を行うサービスをいいます。

(2) 前号に付随するその他サービス

3. 日専連は、日専連所定の方法でサービス利用者に通知又は公表することにより、本人認証サービスの内容を任意に追加、変更又は中止することができるものとします。また、携帯電話番号を日専連へ届けていなければ、本人認証サービスの利用登録は出来ないものとします。これによりサービス利用者が不利益を被った場合でも、日専連は一切責任を負わないものとします。

第3条（本人認証サービスの利用方法等）

1. 本人認証サービス利用者は、加盟店サイト又は同サイトから誘導されたウェブサイトにおいて、カードを利用した商品購入及びサービス提供の申込みをオンラインで行うに際し、本人認証サービス参加加盟店サイト又は同サイトから誘導されたウェブサイトの指示に基づき、認証手続を行わなければならないものとします。
2. 日専連は、入力されたID及びパスワードと本パスワードの一致を確認し（以下「認証確認」という。）、一致した場合は、その入力者とみなします。
3. 本人認証サービス利用者は、日専連が前項の認証確認において認証結果を本人認証サービス参加加盟店に通知することにあらかじめ同意するものとします。
4. 本人認証サービス利用者は、本人認証サービス参加加盟店でカードによる決済を行う際、日専連での不正利用分析の結果、当該決済が本人によるものである確度が高いと判断した場合には、認証手続が免除されることがあります。
5. 不正利用分析の結果、認証手続が必要と判断した場合には、所定の画面にて本パスワードの入力が求められます。
6. 不正利用分析の結果、第三者による不正利用の可能性が高いと判断した場合には、入力した本パスワードが正しいものであっても本人認証失敗となる場合があります。

第4条（日専連が収集・保有・利用する情報）

1. 日専連は、第三者による不正利用防止を目的として、本人認証サービス利用時に本人認証サービス参加加盟店から受領した取引情報及びサービス利用者のインターネット利用環境に関する情報（以下「取引情報等」という。）を収集・保有・利用し、不正利用分析を行います。
2. 取引情報等には、利用日時及び加盟店に関する情報、利用金額等の他、本人認証サービス対応加盟店で入力された以下の情報が含まれます。
 - (1) 氏名
 - (2) Eメールアドレス
 - (3) 電話番号
 - (4) 請求書先住所
 - (5) 商品送付先住所 等
 - (6) 本人認証サービス利用者が本人認証サービス利用時に使用するパソコン、スマートフォン及びタブレット端末機の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）
3. 本人認証サービスを利用するためには、本人認証サービス参加加盟店のプライバシーポリシー（個人情報保護方針等）を確認の上、本人認証サービスを利用するための本人認証サービス参加加盟店から日専連への取引情報等の提供に同意いただく必要があります。

第5条（パスワード）

1. ワンタイムパスワードとは、日専連に登録している携帯電話番号に対しSMS(ショートメッセージサービス)により通知される、一度のみ、かつ一定時間のみ利用可能なパスワードをいいます。
2. ワンタイムパスワードを利用いただくには、スマートフォン又は携帯電話が必要になります。スマートフォン又は携帯電話を保有していない場合、若しくは携帯電話番号が未登録の場合には、本人認証サービス参加加盟店でカードによる決済を行うことができない場合があります。
3. ワンタイムパスワードをご登録いただいた場合、本人認証サービスのパスワードは、ワンタイムパスワードとなります。

第6条 (サービス利用者の管理責任)

1. 本人認証サービス利用者は、自己の本パスワードが本人認証サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
2. 本人認証サービス利用者が前項の規定に違反し、サービス利用者本人以外の者にカードが利用された場合、それにより生ずる支払についてはサービス利用者の責任となります。
3. 本人認証サービス利用者は、本パスワードの盗用があった場合又はその恐れがある場合には、直ちに日専連に連絡するとともに、日専連からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
4. 本人認証サービス利用者がパスワード盗用等の事実を速やかに日専連へ届け出て、日専連による被害状況の調査に協力することにより、サービス利用者に責任がないと認められた場合、その支払いを免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、カードの利用代金の支払いは免除されないものとします。
 - (1) 本人認証サービス利用者の家族、同居人等サービス利用者の関係者による利用である場合
 - (2) 本人認証サービス利用者が第三者に自己の本パスワードを使用させるなど、善良なる管理者の注意をもって自己の本パスワードを使用、管理していない場合
 - (3) 日専連が郵送又はインターネットで「カード利用代金明細書」を通知後、60日以内に、自己の本パスワードの盗用の事実が日専連へ届けられなかった場合
 - (4) 購入商品等が日専連に登録の住所に配送され受領されている場合、又は発信元の電話番号若しくはIPアドレスが本人認証サービス利用者及び関係者の自宅・勤務地等である場合
 - (5) 戦争・地震その他著しい社会秩序の混乱の際に生じた自己の本パスワードの盗用である場合
 - (6) 本人認証サービス利用者が日専連の被害状況の調査に協力しない場合、又は調査に協力した報告内容に虚偽がある場合
 - (7) 本人認証サービス利用者が本特約に違反したことに起因する場合

第7条 (会員規約の優先)

本人認証サービスの利用に際し、本特約に定めない事項については、カード会員規約及び日専連WEBサービス利用規定が優先的に適用されるものとします。